

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）に係る面談
2. 日時：令和元年12月6日（金）16時00分～17時45分
3. 場所：原子力規制庁 9階会議室
4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、松井安全審査官、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクト計画部 担当3名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（3号機破損燃料用輸送容器の追加）について、資料に基づき以下の説明があった。

- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る構造強度評価
 - ✓ 加速度条件の算出時に採用したクレーンの巻下げ速度及び輸送架台等のバネ定数の値については、福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）での構内輸送時に使用する設備・機器の製作時の設計値を包絡している。
 - ✓ 金属キャスク構造規格により設定した構内輸送時の加速度条件については、過去の1F構内での輸送事例における加速度の実測結果を包絡している。
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る密封評価
 - ✓ 構造強度評価結果、除熱機能評価結果及び容器構造から、破損燃料用輸送容器（2体）の密封性能が維持されることを確認した。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、

- 1Fでの構内輸送時に使用する設備・機器の製作時のバネ定数等の設計値について整理し、1F構内の道路事情も考慮した上で、加速度条件の設定の妥当性について説明すること
 - 各評価対象部位の設計温度の設定の考え方について、除熱評価結果との関係を含めて具体的に説明すること
- 等を求めた。

6. その他

資料：

- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る構造強度評価書
- 破損燃料用輸送容器（2体）に係る密封評価書